

昭和三十七年政令第二百二十七号

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令
内閣は、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

目次

第一章 国内源泉所得等に対する所得税等の非課税等（第一条～第三十四条）

第二章 國際運輸業に係る所得に対する所得税等の非課税（第三十五条～第三十七条）

附則

第一章 国内源泉所得等に対する所得税等の非課税等（定義）

第二条 國際運輸業に係る所得に対する所得税等の非課税（第三十五条～第三十七条）

第三条 國際運輸業に係る所得に対する所得税等の非課税（第三十五条～第三十七条）

第一条 この章において、「国内」、「外国居住者等」、「居住者」、「非居住者」、「内國法人」又は「外國法人」とは、それぞれ外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）。以下「法」という。第二条に規定する国内、外国居住者等、居住者、非居住者、内國法人又は外國法人をいう。

（外国の指定）

第二条 法第二条第三号に規定する政令で指定する外国は、台湾とする。

（外国居住者等の範囲）

第三条 法第二条第三号に規定する政令で定める者は、非居住者又は外國法人で、外国（同号に規定する外国をいう。以下この章において同じ。）の法令において、当該外国に住所若しくは居所を有し、又は本店若しくは主たる事務所若しくはその事業が管理されている場所を有することその他当該外国にこれらに類する場所を有することにより所得税又は法人税に相当する税を課されるものとされているものとする。

（国内事業所等の範囲）

第四条 法第二条第六号イに規定する政令で定める場所は、国内にある次に掲げる場所とする。

一 事業の管理を行う場所、支店、事務所、工場又は作業場

二 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他の天然資源を採取する場所

三 その他事業を行う一定の場所（次項に規定する長期建設工事等を行う場所及び第四項に規定する特定役務提供を行う場所を除く。）

法第二条第六号ロに規定する政令で定めるものは、外国居住者等の国内にある長期建設工事現場等（外国居住者等が国内において長期建設工事等（建設、組立て若しくは据付けの工事又はこれららの指揮監督の役務の提供で六月を超えて行われるもの）を行なう場所をいい、外国居住者等の国内における長期建設工事等を含む。第六項において同じ。）

3 前項の場合において、二以上に分割をして建設、組立て若しくは据付けの工事又はこれららの指揮監督の役務の提供（以下この項において「建設工事等」という。）に係る契約が締結されたことにより前項の外國居住者等の国内における当該分割後の契約に係る建設工事等（以下この項において「契約分割後建設工事等」という。）が六月を超えて行われないこととなつたとき（当該契約分割後建設工事等を含む。）を前項に規定する長期建設工事等に該当しないこととなることが当該外國居住者等又はその関係者による当該分割建設工事現場等に代わって行なう活動が、第五項第一号から第六号までに規定する第一項各号に掲げる場所とみなして、前項の規定を適用する。）における当該契約分割後建設工事等の期間に国内における当該分割後の他の契約に係る建設工事等の期間と重複する期間を除く。）を加算した期間により行うものとする。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りでない。

4 法第二条第六号ハに規定する政令で定めるものは、事業を行う外国居住者等（役務の提供内容とする事業（以下この項及び次項において「役務提供事業」という。）を行う者に限る。以下

この項において同じ。）の国内にある役務提供場所（外国居住者等の使用者その他の従業者（当該外国居住者等が行う役務提供事業のために役務の提供を内容とする事業を行う他の者の使用者その他の従業者を含む。以下この項及び次項において「使用者等」という。）が国内において特定役務提供（当該外国居住者等の次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める日において開始し、又は終了する十二月の期間のうち一の十二月の期間において、当該外国居住者等の一のプロジェクト及びこれに関連するプロジェクトとして、総務省令、財務省令で定めるものについての当該外国居住者等に係る使用者等の国内における当該役務提供事業のためにする役務の提供で百八十三日を超えて行われるもの）の開始の日からその終了の日までのいずれかの日）

一 当該外国居住者等が非居住者である場合 その年の一月一日から十二月三十一日までのいずれかの日
二 当該外国居住者等が外國法人である場合 その事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。）開始の日からその終了の日までのいずれかの日
三 当該外国居住者等が役務提供事業を行う場合には、当該外国居住者等に係る使用者等（以下この項において同じ。）の国内における次の各号に掲げる活動の区分に応じて当該各号に定める場所（当該各号に掲げる活動を含む。）は、第一項に規定する政令で定める場所並びに第二項及び前項に規定する政令で定めるものに含まれないものとする。
一 当該外国居住者等に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること 当該施設
二 当該外国居住者等に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること 当該保有
三 当該外国居住者等に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ加工のためにのみ保有すること 当該加工
四 その事業（当該外国居住者等が役務提供事業を行う場合には、当該役務提供事業のために当該外国居住者等に係る使用者等が行う役務の提供に係る事業。以下この項において同じ。）のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、第一項各号に掲げる場所を保有すること 当該保有
五 その事業のために前各号に掲げる活動以外の活動（その事業の遂行にとつて準備的又は補助的な性格のものに限る。）を行うことのみを目的として、第一項各号に掲げる場所を保有すること 当該場所
六 第一号から第四号までに掲げる活動及び当該活動以外の活動（第一項各号に掲げる場所とみなして、前項の規定を適用する。）を行なうことのみを目的として、第一項各号に掲げる場所を保有すること 当該場所
7 外國居住者等が長期建設工事現場等又は役務提供場所を有する場合には、当該長期建設工事現場等又は当該役務提供場所は前項第四号から第六号までに規定する第一項各号に掲げる場所とみなして、前項の規定を適用する。法第二条第六号ニに規定する政令で定める者は、国内において外國居住者等に代わって行なう活動のいずれかのみである場合又は当該外國居住者等の事業の遂行にとつて同項第五号に規定する活動以外の活動若しくは同項第六号に規定する活動を組み合わせた活動に相当する活動のみである場合における当該者を除く。次項において「契約締結代理人」という。）

8 国内において外國居住者等に代わって行動する者が、その事業に係る業務を、当該外國居住者等に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合には、当該者は、契約締結代理人に含まれないものとする。

(双方居住者の範囲)

第五条 法第三条第一項に規定する政令で定める者は、外国の法令において、当該外国に住所又は居所を有することとその他の當該外国人にこれらに類することにより所得税に相当する税を課されるものとされているものとする。

(法人課税信託の受託者等に関する通則)

第六条 所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第十六条第一項から第三項までの規定は、居所を有することとその他の當該外国人にこれらに類することにより所得税に相当する税を課されるものとされるものとする。

(法人課税信託の受託者等に関する通則)

第二 法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十四条の六第一項から第五項まで及び第七項から第十一項までの規定は、法第四条第一項の規定を法第四条の二から第七条まで、第十条から第十二条まで、第十四条から第十六条まで、第十九条、第二十九条から第三十三条まで、第三十五条から第三十九条まで、第四十二条及び第四十三条並びにこの章において適用する場合について準用する。

第三 前二項に定めるもののほか、法人税法第四条の三に規定する受託法人又は同法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託の受益者についての法第二章(第九条、第十三条、第十七条及び第四十一条から第四十一条の三までを除く。)又はこの章の規定の適用に關し必要な事項は、総務省令、財務省令で定める。

第七条 法第七条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 国内にある不動産(イに掲げる資産で国内にある不動産に係るもの、ロ及びニに掲げる資産で国内にあるもの並びにハに掲げる資産で国内にある鉱石、水その他の天然資源に係るもの)を含む。第四号イ及びニにおいて「国内不動産」という。)から生ずる所得(国内において行う農業又は林業から生ずる所得を含む。)

イ 不動産の上に存する権利

ロ イに掲げるもののほか、不動産とみなされ、又は不動産に関する規定の準用がある資産

ハ イ及びロに掲げるもののほか、鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取する権利の対価を受ける権利

二 農業又は林業の用に供される家畜類又は設備

二 法第十五条第二十七項に規定する対象利子等(同一項の規定により同条第一項から第十項まで及び第十九項から第二十四項までの規定を適用しないこととされる同条第二十七項に規定するその超える部分の金額に相当する部分に限る。)

三 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の十二第七項に規定する割引債の同項に規定する償還差益(法第十八条第四項の規定により同条第一項及び第二項の規定を適用しないこととされる同条第四項に規定するその超える部分の金額に相当する部分に限る。)

四 次に掲げる資産の譲渡により生ずる所得
イ 国内不動産
ロ 外国居住者等(人的役務の提供を行う非居住者を除く。ロにおいて同じ。)の国内事業所等(法第二条第六号に規定する国内事業所等をいう。ロ、ハ及び次号イにおいて同じ。)に帰せられる資産(不動産(第一号イからニまでに掲げる資産を含む。ロ及びハにおいて同じ。)並びに国際運輸業(同条第八号に規定する国際運輸業をいう。ロ及びハにおいて同じ。)を営む外国居住者等の当該国際運輸業に係る船舶又は航空機及び当該船舶又は航空機の運航に係る資産(不動産を除く。)を除き、当該国内事業所等を含む。)

ハ 法第二条第六号イに掲げる国内事業所等を有する外国居住者等(非居住者に限る。ハにおいて同じ。)で当該国内事業所等に係る人的役務の提供を行うものの当該国内事業所等に帰して同じ。)で当該国内事業所等に係る人的役務の提供を行うものとされるものとする。

せられる資産(不動産並びに国際運輸業を営む外国居住者等の当該国際運輸業に係る船舶又は航空機及び当該船舶又は航空機の運航に係る資産(不動産を除く。)を除き、当該国内事業所等を含む。)

二 その有する資産の価額の総額のうちに次に掲げる資産の価額の合計額の占める割合が百分の五十以上である法人(法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。ニにおいて同じ。)の株式(出資及び投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第十四項に規定する投資口を含む。ニにおいて同じ。)

1 国内不動産

(2) その有する資産の価額の総額のうちに国内不動産の価額の合計額の占める割合が百分の五十以上である法人の株式

3 (3) (2) 又は(4)に掲げる株式を有する法人(その有する資産の価額の総額のうちに国内不動産及び(2)から(4)までに掲げる株式の価額の合計額の占める割合が百分の五十以上であるものに限る。)の株式(2)及び(3)に掲げる株式に該当するものを除く。)

(4) (3)に掲げる株式を有する法人(その有する資産の価額の総額のうちに国内不動産及び(2)から(4)までに掲げる株式の価額の合計額の占める割合が百分の五十以上であるものに限る。)の株式(2)及び(3)に掲げる株式に該当するものを除く。)

五 外国居住者等(非居住者に限る。以下この号において同じ。)の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める人的役務の提供に対する報酬

イ 当該外国居住者等が法第二条第六号イに掲げる国内事業所等を有する場合(当該外国居住者等が支払を受ける人的役務の提供に対する報酬のうち当該国内事業所等に帰せられるものに限る。)の株式(2)及び(3)に掲げる株式に該当するものを除く。)

ロ 法第二十条第一項第一号に規定する判定期間のうちの一十二月の期間において当該外国居住者等の国内における滞在期間が百八十三日以上である場合(当該外国居住者等が支払を受ける人的役務の提供に対する報酬のうち国内において行う人的役務の提供に基因するものに限る。)の株式(2)及び(3)に掲げる株式に該当するものを除く。)

六 人の役務の提供に対する報酬のうち、国内において行う映画若しくは演劇の俳優、音楽家その他芸能人又は職業運動家の役務の提供(次号において「芸能人等の役務提供」という。)に基因するもの

七 国内において芸能人等の役務提供を内容とする事業を行う外国居住者等が受ける当該芸能人等の役務提供に係る対価

法第七条第一項第二号に規定する政令で定めるものは、国内において人的役務の提供を主たる内容とする事業で所得税法施行令第二百八十二条第二号又は第三号に掲げるものを行う者が受けける当該人的役務の提供に係る対価とする。

二 法第七条第二項第二号に規定する政令で定めるものは、国内において人的役務の提供を主たる内容とする事業で所得税法施行令第二百七十九条第二号又は第三号に掲げるものを行う者が受けける当該人的役務の提供に係る対価とする。

三 内容とする事業で法人税法施行令第二百七十九条第一号中「第一百六十一条第一項第十二号イ又はハに掲げる給与又は報酬の額のうち次編第五章の規定の適用を受けない部分」とあるのは、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第七条第五項(事業から生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税等)に規定する第三国団体対象事業所得」と読み替えるものとする。

四 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令(昭和六十二年政令第三百三十五号。以下この章において「租税条約等実施特例政令」という。)第二条の二第二項から第四項までの規定は、法第七条第八項後段の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、租税条約等実施特例政令第二条の二第二項から第四項までの規定中「申告不要第三国团体配当等」とあるのは、「申告不要第三国团体対象配当等」と読み替えるほ

か、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条の三、第九項 から第十一項 まで	法第十一條第十一項に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子 所得及び配当所得について同項において準用する法第七条第十四 項後段の規定の適用がある場合	法第十一條第十一項に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得 について同項において準用する法第七条第十六項後段の規定の適 用がある場合	法第十一條第十一項に規定する特定対象給付補填金等に係る譲渡所得の金額、一時所得の金額及び 雜所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額について、租税条約等実施特例政 令第二条の三第十七項から第二十項までの規定は法第十一條第十二項に規定する特定対象給付補 填金等に係る譲渡所得、一時所得及び雜所得について同項において準用する法第七条第十八項後 段の規定の適用がある場合について、それぞれ準用する。この場合における租税条約等実施特例政 令第二条の三第十六項の規定又は同条第十七項から第二十項までの規定の読み替えについては、 それぞれ第七条第十項の規定又は同条第十一項の規定の例による。	第七項
第二条の三第三十 二項から第十五 項まで	法第十一條第十一項に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得 について同項において準用する法第七条第十六項後段の規定の適 用がある場合	法第十一條第十一項に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得 について同項において準用する法第七条第十六項後段の規定の適 用がある場合	法第十一條第十一項に規定する特定対象給付補填金等に係る譲渡所得の金額、一時所得の金額及び 雜所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額について、租税条約等実施特例政 令第二条の三第十七項から第二十項までの規定は法第十一條第十二項に規定する特定対象給付補 填金等に係る譲渡所得、一時所得及び雜所得について同項において準用する法第七条第十八項後 段の規定の適用がある場合について、それぞれ準用する。この場合における租税条約等実施特例政 令第二条の三第十六項の規定又は同条第十七項から第二十項までの規定の読み替えについては、 それぞれ第七条第十項の規定又は同条第十一項の規定の例による。	第八項
第一項及 び第六項	船舶又は航空機の貸付け 前号に掲げる貸付け又は船舶若しくは航空機による旅客若しくは物品の運送の取次ぎ、媒 介、代理その他これらに類する行為	船舶又は航空機の貸付け 前号に掲げる貸付け又は船舶若しくは航空機による旅客若しくは物品の運送の取次ぎ、媒 介、代理その他これらに類する行為	船舶又は航空機の貸付け 前号に掲げる貸付け又は船舶若しくは航空機による旅客若しくは物品の運送の取次ぎ、媒 介、代理その他これらに類する行為	第一項
第七項及 び第八項	旅客若しくは貨物を空港へ運送し、又はこれらを空港から運送する行為 次の表の上欄に掲げる租税条約等実施特例政令第二条の四の規定は、それぞれ同表の中欄に掲 げる場合について準用する。この場合における同表の上欄に掲げる同条の規定の読み替えについて は、それぞれ同表の下欄に掲げる規定の例による。	旅客若しくは貨物を空港へ運送し、又はこれらを空港から運送する行為 次の表の上欄に掲げる租税条約等実施特例政令第二条の四の規定は、それぞれ同表の中欄に掲 げる場合について準用する。この場合における同表の上欄に掲げる同条の規定の読み替えについて は、それぞれ同表の下欄に掲げる規定の例による。	旅客若しくは貨物を空港へ運送し、又はこれらを空港から運送する行為 次の表の上欄に掲げる租税条約等実施特例政令第二条の四の規定は、それぞれ同表の中欄に掲 げる場合について準用する。この場合における同表の上欄に掲げる同条の規定の読み替えについて は、それぞれ同表の下欄に掲げる規定の例による。	第一項
第五項及 び第六項	第一項及 び第二項 第三項及 び第四項	第一項及 び第二項 第三項及 び第四項	第一項及 び第二項 第三項及 び第四項	第一項
第七項及 び第八項	法第十二條第五項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及 び雜所得について同項において準用する法第八条第四項の規定の適用があ る場合	法第十二條第六項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及 び雜所得について同項において準用する法第八条第四項の規定の適用があ る場合	法第十二條第五項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及 び雜所得について同項において準用する法第八条第四項の規定の適用があ る場合	第一項
	法第十二條第六項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及 び雜所得について同項において準用する法第八条第九項の規定の適 用がある場合	法第十二條第六項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及 び雜所得について同項において準用する法第八条第九項の規定の適 用がある場合	法第十二條第六項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及 び雜所得について同項において準用する法第八条第九項の規定の適 用がある場合	第一項

資を保有する関係その他これに準ずる関係がある場合に、当該外国居住者等と当該居住者又は内国法人との間の取引につき、租税特別措置法第六十六条の四第一項の規定に相当する当該外国居住者等に係る外国の法令の規定により当該居住者又は内国法人との間の取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従つて行われるとした場合に当該居住者又は内国法人との間の取引につき支払われるべき対価の額で行われたものとみなして当該外国の所得税又は法人税に相当する税を課することとされているときにおけるこれらの関係とする。

第二条の三第九項から第十一項まで	法第五十五条第十六条項に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得及び配当所得について同項において準用する法第七条第十四項	第七条
第二条の三第十項から第十五項まで	法第五十五条第十七項に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得について同項において準用する法第七条第十六項後段の規定の適用がある場合	第七条
二項から第十五項まで	法第五十五条第十七項に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得について同項において準用する法第七条第十六項後段の規定の適用がある場合	第七条
四 配当等に対する特別徴収に係る住民税の特例	法第五十五条第十六条項に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得及び配当所得について同項において準用する法第七条第十四項	第八項
五 所得税法第百七十四条第三号から第八号までに掲げる給付補填金、利息、利益又は差益	法第五十五条第十七条に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得について同項において準用する法第七条第十六項後段の規定の適用がある場合	第七条
六 税特別措置法第四十一条の九第一項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等については、それぞれ同表の下欄に掲げる規定の例による。	法第五十五条第十七条に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得について同項において準用する法第七条第十六項後段の規定の適用がある場合	第七条
四 所得税法第六十一条第一項第十号に規定する政令で定める債券の買戻又は売戻条件付売買取引から生ずる同号に規定する政令で定める差益	法第五十五条第十六条項に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得及び配当所得について同項において準用する法第七条第十四項	第八項
五 所得税法第百七十四条第三号から第八号までに掲げる給付補填金、利息、利益又は差益	法第五十五条第十七条に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得について同項において準用する法第七条第十六項後段の規定の適用がある場合	第七条
六 税特別措置法第四十一条の九第一項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等については、それぞれ同表の下欄に掲げる規定の例による。	法第五十五条第十七条に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得について同項において準用する法第七条第十六項後段の規定の適用がある場合	第七条

3 外国居住者等（外国法人に限る。以下この項において同じ。）が支払を受ける割引債の償還差益に租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下この章において「租税条約等実施特例法」という。）第二条第一号に規定する租税条約に係る株主等償還差益（租税条約等実施特例政令第三条第二項に規定する株主等償還差益をいう。以下この項において同じ。）が含まれている場合において、当該外国居住者等に對して租税条約等実施特例法第三条の三第二項の規定により還付する所得税の額は、租税条約等実施特例政令第三条第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

4 一 当該償還差益について適用される法第十八条第一項の規定により第一項第一号に定める金額が還付される場合（租税条約等実施特例政令第三条第二項第一号又は第二号の規定により計算した金額から第一項第一号の規定により計算した金額に当該償還差益の額のうちに当該株主等償還差益の額の占める割合を乗じて計算した金額を控除した残額に相当する金額が還付される場合零）

5 二 当該償還差益について適用される法第十八条第一項の規定により第一項第二号に定める金額が還付される場合（零）

6 三 法第十八条第一項又は第二項の規定による還付は、外国居住者等又は外国法人が総務省令、財務省令で定めるところにより還付請求書を提出した場合に限り、割引債の償還（買入消却を含む。）の際、還付する。

7 法第十八条第一項又は第二項の規定による還付を受ける外国居住者等又は外国法人に対する租税特別措置法施行令第二十六条の十二第二項後段及び第二十六条の十四の規定は、前項の還付をする金額について準用する。

8 法第十八条第一項又は第二項の規定による還付を受ける外国居住者等又は外国法人に対する租税特別措置法施行令第二十六条の十一の規定の適用については、同条第一項中「により計算した金額」とあるのは「に準じて計算した金額から外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）第十七条第一項から第三項までの規定により計算した還付する金額を控除した残額」と、同条第一項第一号」とあるのは「法人税法施行令第二百四十条の二第一項第一号」とする。

9 法第十八条第一項に規定する政令で定める特殊の関係は、租税特別措置法第四十条の三の三第（資産の譲渡により生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税）

10 法第十八条第一項第一号に規定する特殊の関係とする。

11 法第十八条第一項に規定する特殊の関係が存在するかどうかの判定は、それぞれの取引が行われた時の現況によるものとする。

12 法第十九条第一項第二号に規定する政令で定める国内源泉所得は、次に掲げる国内源泉所得とする。

13 一 所得税法施行令第二百八十二条第一項第三号（山林の伐採による所得に係る部分に限る。）に掲げる所得（林業から生ずる所得に該当するものを除く。）

14 二 所得税法施行令第二百八十二条第一項第四号（口から二までに係る部分に限る。以下この項において同じ。）に掲げる所得（第七条第一項第四号得を除く。）

15 四 所得税法施行令第二百八十二条第一項第八号に掲げる所得（第七条第一項第四号に掲げる所得を除く。）

16 法第十九条第一項第三号に掲げる所得が所得税法第二百六十二条第一項第一号に掲げる所得に該当する場合には、当該所得は、当該国内源泉所得のみに該当するものとして、法第十九条第一項及び第三項から第六項までの規定を適用する。

17 3 及びニに掲げる資産以外の資産の譲渡により生ずる所得とする。

4 一 法人税法施行令第二百七十八条第一項第三号（山林の伐採による所得に係る部分に限る。）に掲げる所得（林業から生ずる所得に該当するものを除く。）

5 二 法人税法施行令第二百七十八条第一項第四号又は第六号に掲げる所得（第七条第一項第四号（口及びニに係る部分に限る。次号において同じ。）に掲げる所得を除く。）

6 三 法人税法施行令第二百七十八条第一項第七号に掲げる所得（第七条第一項第四号に掲げる所得を除く。）

7 第七条第四項の規定は、法第十九条第六項において準用する法第七条第七項において非居住者又は外国法人が支払を受ける法第十九条第六項に規定する第三国団体対象譲渡所得について所得税法第二百七十二条の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第七条第四項中「第七条第五項（事業から生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税等）に規定する第三団体対象事業所得」とあるのは、「第十九条第五項（資産の譲渡により生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税）に規定する第三団体対象譲渡所得」と読み替えるものとする。（船舶等に係る外国居住者等対象報酬の範囲）

8 第十九条 法第二十条第三項に規定する政令で定めるものは、所得税法施行令第二百八十五条第一項第二号（勤務に係る部分を除く。）に掲げる勤務その他の人的役務の提供とする。

9 第二十条 法第二十二条第二項の規定により還付する所得税については、所得税法施行令第二百九十七条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「法第二百七十三条第一項（退職所得の選択課税による還付）」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二十二条第一項（報酬の支払を受ける外国居住者等が短期滞在となつた場合の所得税の還付を受けるための申告等）」と、同条第三項中「法第二百七十三条第一項第三号」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二十二条第一項（第二十一条第一項第二号）と読み替えるものとする。（居住者等が運航する船舶等において行う勤務に基因するものの範囲）

10 第二十一条 法第二十三条第二項に規定する政令で定める給与は、所得税法第二百六十二条第一項第一号イ又はハに掲げる給与のうち、次に掲げる人的役務の提供（居住者又は内国法人が法第二十三条第二項の外国居住者等に係る外国の各地間ににおいてのみ運航する船舶又は航空機において行う勤務に限る。）に基因するものとする。

11 一 所得税法施行令第二百八十五条第一項第二号に掲げる勤務その他の人的役務の提供

12 二 所得税法第二百六十二条第一項第十二号ハに規定する政令で定める人的役務の提供（給与の支払を受ける外国居住者等が短期滞在となつた場合の所得税の還付を受けるための申告等）

13 第二十二条 第二十条の規定は、法第二十五条において準用する法第二十二条第二項の規定により還付する所得税について準用する。この場合において、第二十条中「第二十二条第一項（「とあるのは「第二十五条（給与の支払を受ける外国居住者等が短期滞在となつた場合の所得税の還付を受けるための申告等）において準用する同法第二十二条第一項（「と、「第二十二条第一項第二号」とあるのは「第二十五条において準用する同法第二十二条第一項第二号」と読み替えるものとする。）

14 一 法人の住民税の均等割が非課税となる法人

15 二 第二十二条第一項に規定する法人として政令で定めるものは、国内事業所等（法第二条第六号に規定する国内事業所等をいう。次項において同じ。）を通じて国際運輸業（法第二条第八号に規定する国際運輸業をいう。次項において同じ。）を営む外国法人である外国居住者等とする。

法第三十八条第三項に規定する確認がない場合その他の政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は、市町村長が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一 法第三十二条第一項の外国の租税に関する権限のある機関が当該外国の法人税に相当する税率上同項に規定するその異なることとなつた内容を基礎とすることとなると認めるに至らないと国税庁長官が認めた場合

一 治第第三十六条第一項に規定する法人税の額及び地力法人税の額に關し治第三十二条第一項に規定するその異なることとなつた場合において、当該確認に係る同項に規定するものでないとき。

（第三十九条第三項の規定に依る所得の計算に際しては、同項第四号中「第六百二十九条第五項」とあるのは、「第六百二十九条第五項若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に關する法律第三十八条第三項」とする。）

地方税法施行令第四十八条の十五の三第二項及び第三項の規定は、法第三十八条第四項において準用する地方税法第三百二十二条の十一の二第二項から第六項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令第四十八条の十五の三の規定中同

表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三項
法第三百二十二条の十一
という。) 第三十八条第四項において準用する法第三百二十
一条の十一の二第二項

の二第一項の者は、同項の申立ては法人は同条第一項に規定する課税上の取扱いに關する申立て

第三項	法第三百二十二条の十一	同上
第二項	の二第一項	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第三項

第三項	法人税割額	法人税割の額
第三号		
去第三十八条第五項に規定する文令で定むるところにより計算した金額は、大ニ一括ざる金額の		

合計額と第三十一条第五項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、沙に掛ける金額の

不二十六条の四の第三項の規定による同法第六十一条の一の第一項の規定による同法第六十一条の四の第三項の規定による同法第六十一条の四の第一項の規定による同法第六十六条の四第二十七項第七項第一号を含む)同法第六十六条の四の第三十四項及び第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む)に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて地方税法第七十二条の三十一第三項の規定により申告納付すべき所得割

(法第三十九条第一項に規定する所得割をいう。以下この項において同じ。)の額若しくは附加価値割(法第三十九条第一項に規定する附加価値割をいう。以下この項において同じ。)の額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて道府県知事が地方税法第

七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割の額若しくは付加価値割の額（次号において「申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割の額又は付加価値割の額」という）から、当該更正決定のうち法第三十八条第一項に規定する法人税額に係る部分がなかつたものとして計算した場合に申告納付すべき又は納付すべきものとされる所得割の額又は付加価値割の額（次号において「猶予対象以外の所得割の額又は付加価値割の額」という。）を控除した金額

第三十三條	(国外事業所等との間の内部取引につき国外所得金額の計算の特例の適用がある場合等の徵収猶予の申請手続等)	法第四十条第一項において準用する地方税法第四十四条の二の規定による徵収の猶予を受けた個人の道府県民税についての地方税法施行令第六条の十四第一項の規定の適用については、同項第四号中「第四十四条の二」とあるのは、「第四十四条の二(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十八条第五項)」とする。	法第三十八条第五項に規定する確定がない場合は、次の各号に掲げる場合に該当する場合とし、同項に規定する政令で定める日は、道府県知事が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。	一 法第三十二条第一項の外国の租税に関する権限のある機関が当該外国の法人税に相当する課税上同項に規定するその異なることとなつた内容を基礎とすることとなると認めるに至らないと国税庁長官が認めた場合	二 法第三十六条第一項に規定する法人税の額及び地方法人税の額に規定するその異なることとなつた内容が当該法人税の額及び地方法人税の額を変更するものでないとき。	法第三十八条第五項の規定による徵収の猶予を受けた法人の事業税についての地方税法施行令第六条の十四第一項の規定の適用については、同項第四号中「第六百二十九条第五項」とあるのは、「第六百二十九条第五項若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十八条第五項」とする。	10 地方税法施行令第三十二条の二第三項及び第四項の規定は、法第三十八条第六項において準用する地方税法第七十二条の三十九の二第二項から第六項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句は、	第三項	第四項
第三号	第四項	第一号	第四項	第一号	第四項	法第七十二条の三十九の二第一項の	法第七十二条の三十九の二第二項	法第七十二条の三十九	法第七十二条の三十九
第四項	第一号	第二号	第一号	第一号	第二号	の二第一項の	の二第一項の	の二第一項の	の二第一項の
第三号	第四項	第一号	第四項	第一号	第二号	者は	者は	者は	者は
国外事業所等との間の内部取引につき国外所得金額の計算の特例の適用がある場合等の徵収猶予の申請手續等)	法第七十二条の三十九の二第一項の	法第七十二条の三十九の二第一項の	法第七十二条の三十九の二第一項の	法第七十二条の三十九の二第一項の	法第七十二条の三十九の二第一項の	同項に規定する対象法人(第一号において「対象法人」という。)は	同項に規定する対象法人(第一号において「対象法人」という。)は	同項に規定する対象法人(第一号において「対象法人」という。)は	同項に規定する対象法人(第一号において「対象法人」という。)は
法第七十二条の三十九の二第一項の	法第七十二条の三十九の二第一項の	法第七十二条の三十九の二第一項の	法第七十二条の三十九の二第一項の	法第七十二条の三十九の二第一項の	法第七十二条の三十九の二第一項の	対象法人の	対象法人の	対象法人の	対象法人の
所得割額又は付加価値割額	所得割額又は付加価値割額	所得割額又は付加価値割額	所得割額又は付加価値割額	所得割額又は付加価値割額	所得割額又は付加価値割額	所得割の額若しくは付加価値割の額	所得割の額若しくは付加価値割の額	所得割の額若しくは付加価値割の額	所得割の額又は付加価値割の額

2 前条第四項の規定は、法第四十条第二項において準用する法第三十八条第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令第三十五条の四の一の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	法第七十二条の五 十七の二第二項	第三項 法第七十二条の五 十七の二第一項	第三項 同項の申立て	第三項 法第七十二条の五 十七の二第一項	第二項 同項の申立て	第一項 居住者等所得相互免除法第三十八条第五項	第一項 居住者等所得相互免除法第三十八条第五項
(報告金融機関等による報告事項の提供)	(報告暗号資産交換業者等による報告事項の提供)	(報告対象契約(法第四十一条の三第一項に規定する報告対象契約をいう。以下この項において同じ。)が終了した場合には、当該報告対象契約については、同条第一項中「その年の十二月三十一日において」とあるのは、「その年中に」と、「が報告対象契約を締結している」とあるのは、「の締結している報告対象契約が終了した」と、「に係る資産の価額、当該」とあるのは、「の終了の事実、当該報告対象契約に係る」として、同項の規定を適用する。	(報告暗号資産交換業者等との間で締結し、又は締結していた報告対象契約(同項に規定する報告対象契約をいう。以下この項において同じ。)の他に当該報告暗号資産交換業者等との間で締結していた他の暗号資産等取引(同条第一項に規定する暗号資産等取引をいう。以下この項において同じ。)に係る契約(報告対象契約を除く。以下この項において同じ。)がある場合において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該他の暗号資産等取引に係る契約は報告対象契約とみなして、同条第一項の規定を適用する。	(報告暗号資産交換業者等との間で締結している場合のうち最後に終了したものが報告対象契約である場合(その年の十二月三十一日において当該他の暗号資産等取引に係る契約を締結している場合を除く。)の規定は、法第四十一条の三第八項の規定により物件を留め置く場合について準用する。	(道府県及び市町村に関する規定の都及び特別区への準用)	(道府県内において法人に対して課する都民税については、前項の規定にかかるわらず、第二十条第二項及び第三十二条第四項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同条第	用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令第三十五条の四の二の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
第三十二条第二項	第三十二条第七項第一号及び第八項	第三十三条第一項	第三十三条第三項	第三十二条第二項	第三十二条第七項第一号及び第八項	第三十三条第一項	第三十三条第三項
道府県民税	道府県民税	道府県民税	道府県民税	道府県知事	道府県知事	都知事	都知事
都民税	都民税	都民税	都民税	特别区民税	特别区民税	特别区民税	特别区民税

四項中「市町村長」とあるのは「都知事」と、同条第五項中「市町村民税」とあるのは「都民税」と読み替えるものとする。

第二章 國際運輸業に係る所得に対する所得税等の非課税

(國際運輸業に係る所得の範囲) 法第四十四条に規定する國際運輸業(次条及び別表において「國際運輸業」という。)を営む者の法第四十四条及び第四十五条に規定する所得(地方税法第七十二条の十二第一号に規定する付加価値額及び同条第二号に規定する資本金等の額を含む。以下この条、次条及び同表において同じ。)には、その者が当該事業に付随して次に掲げる業務を行う場合における当該業務に係る所得を含むものとする。

- 一 船舶又は航空機の貸付け
- 二 前号に掲げる貸付け又は船舶若しくは航空機による旅客若しくは物品の運送の取次ぎ、媒介代理その他これらに類する行為
- 三 旅客若しくは貨物を空港へ運送し、又はこれらを空港から運送する行為

(外国の指定等) 第三十六条 法第四十四条又は第四十五条に規定する政令で指定する外国は、別表の上欄に掲げる外国とし、これらの規定に規定する外国の居住者たる個人若しくは法人で國際運輸業を営むものこれららの規定の適用を受ける所得又は当該所得について課さないものとされ、若しくは課することができないものとされる税目は、当該各外国につき、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる所得又は税目とする。

(外国の居住者たる個人又は法人) 第三十七条 法第四十四条又は第四十五条に規定する外国の居住者たる個人又は法人は、所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者又は法人税法第二条第四号に規定する外国法人で、当該外国の法令において、当該外国に住所を有し、若しくは一定の期間を超えて居所を有し、又は本店若しくは主たる事務所若しくはその事業が管理され、かつ、支配されている場所を有することその他当該外国にこれらに類する場所を有することにより所得税又は法人税に相当する税を課されるものとされているものとする。

附 則 この政令は、公布の日から施行し、法の施行の日(昭和三十七年五月二十五日)から適用する。

附 則 (昭和三八年四月二四日政令第一四一號)

この政令は、公布の日から施行し、改正後の外国人等の國際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令の規定は、昭和三十七年五月二十五日から適用する。

附 則 (昭和三八年七月一日政令第一二三〇號) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和三八年九月六日政令第三二二號) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三九年一〇月五日政令第三三〇號)

この政令は、公布の日から施行する。この政令は、公布の日から施行する。

第一条 この政令は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四〇年四月三〇日政令第一四〇號) 抄
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四〇年五月二五日政令第一七三號) 抄
この政令は、(公布的日から施行する。

附 則 (昭和四二年六月五日政令第一三三號) 抄
この政令は、昭和四十二年六月九日から施行する。

附 則 (昭和四三年七月二五日政令第二五七號) 抄
この政令は、昭和四十三年七月二十六日から施行する。

附 則 (昭和四三年一〇月二四日政令第三一一號) 抄
この政令は、昭和四十三年十月二十五日から施行する。

附 則 (昭和四四年四月一一日政令第九〇號) 抄
この政令は、(公布的日から施行する。

附 則 (昭和四四年六月二八日政令第一七八號) 抄
この政令は、公布的日から施行する。

附 則 (昭和四四年八月五日政令第二一七號) 抄
この政令は、昭和四十四年八月六日から施行する。

附 則 (昭和四五年三月二十五日政令第二二號) 抄
この政令は、公布的日から施行する。

附 則 (昭和四五年一〇月二七日政令第三一八號) 抄
この政令は、昭和四十五年十月二十九日から施行する。

附 則 (昭和四六年一月六日政令第三六五號) 抄
この政令は、(公布的日から施行する。

附 則 (昭和四六年一月六日政令第三五〇號) 抄
この政令は、公布的日から施行する。

この政令は、昭和五十年六月四日から施行する。
改正後の外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令別表中中華人民共和国に係る部分は、昭和五十年六月四日以後における同令第一条に規定する国際運輸業（同条の規定に該当する同条各号に掲げる業務を含む。）に係る所得について適用し、同日前における当該国際運輸業に係る所得については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十年八月一六日政令第二五二号）

この政令は、公布の日から施行する。
改正後の別表中ソヴィエト社会主義共和国連邦に係る部分は、昭和四十四年分以後の所得税並びに昭和四十四年一月一日以後に開始する事業年度分の法人税、法人の道府県民税（都民税を含む。）、法人の事業税及び法人の市町村民税について適用する。

附 則（昭和五一年九月八日政令第二三九号）

この政令は、公布の日から施行する。
改正後の中アルゼンティン共和国に係る部分は、昭和四十九年分以後の所得税及び昭和四十九年一月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。
改正前の別表中アルゼンティン共和国に係る部分は、昭和五十一年度分の個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）、個人の事業税及び個人の市町村民税（特別区民税を含む。）並びに昭和五十五年一月一日以後に開始する事業年度分の法人税、法人の道府県の政令の公布の日を含む事業年度分の法人の道府県民税、法人の事業税及び法人の市町村民税については、なおその効力を有する。

附 則（昭和五一年二月一四日政令第三〇九号）

この政令は、公布の日から施行する。
改正後の別表中アメリカ合衆国に係る部分（事業税に係る部分に限る。）は、昭和四十九年度分以後の個人の事業税及び昭和四十八年一月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。

附 則（昭和五五年七月一五日政令第一九七号）

この政令は、公布の日から施行する。
改正後の別表中台湾に係る部分は、昭和五十五年分以後の所得税並びに昭和五十六年度分以後の個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）、個人の事業税及び個人の市町村民税（特別区民税を含む。）並びに昭和五十五年一月一日以後に開始する事業年度分の法人税、法人の道府県民税、法人の事業税及び法人の市町村民税について適用する。

附 則（昭和五八年九月一七日政令第一九七号）

この政令は、昭和五十八年九月十八日から施行する。
改正前の別表中華人民共和国の項に規定する所得に対する昭和五十九年度分以前の個人の事業税及び昭和五十九年一月一日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

附 則（昭和五九年六月一六日政令第二一六号）

この政令は、公布の日から施行する。
改正前の別表中華人民共和国の項に規定する所得に対する昭和五十九年分以前の所得税並びに昭和六十年度分以前の個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）、個人の事業税及び個人の市町村民税（特別区民税を含む。）並びに昭和六十一年一月一日前に開始した事業年度分の法人税、法人の道府県民税、法人の事業税及び法人の市町村民税については、なお従前の例による。

附 則（昭和六一年一月一七日政令第三五五号）

この政令は、公布の日から施行する。
改正前の別表ソヴィエト社会主義共和国連邦の項に規定する所得に対する昭和六十一年分以前の所得税並びに昭和六十二年度分以前の個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）、個人の事業税及び個人の市町村民税（特別区民税を含む。）並びに昭和六十二年一月一日前に開始した事業年度分の法人税、法人の道府県民税、法人の事業税及び法人の市町村民税については、なお従前の例による。

る改正後の租税特別措置法施行令（以下「新租税特別措置法施行令」という。）、第四条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「新震災特例法施行令」という。）、第九条の規定による改正後の国税通則法施行令及び第二十四条の規定による改正後の法人税法施行令等の一部を改正する政令の規定は、法人（人格のない社団等を含む。以下附則第二十二条までにおいて同じ。）のこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「改正法」という。）附則第十四条第一項に規定する旧事業年度（以下「旧事業年度」という。）を除く。）の所得に対する法人税及び施行日以後に開始する課税事業年度（旧事業年度を除く。）の基準法人税額に対する地方法人税について適用する。

附 則（令和六年六月二一日政令第二一四号）
（施行期日）
この政令は、令和八年一月一日から施行する。

外国 アメリカ合衆国	非課税所得 アメリカ合衆国の居住者が営む船舶又は航空機による 国際運輸業に係る所得	所得税、法人税及び 事業税	税目
オランダ王国	オランダ王国に登録されている船舶による国際運輸業 に係る所得	所得税、法人税、住 民税及び事業税	
アルゼンチン共和国	アルゼンチン共和国の企業が営む船舶又は航空機による 国際運輸業に係る所得	所得税及び法人税	
レバノン共和国	レバノン共和国の居住者が営む船舶又は航空機による 国際運輸業に係る所得	所得税、法人税、住 民税及び事業税	
ム共和国 イラン・イスラ エル	イラン・イスラム共和国の法人が営む航空機による国 際運輸業に係る所得	所得税及び法人税	

二 この表の非課税所得欄に掲げる所得には、日本国が締結した所得に対する租税に関する二重課税の回避又は脱税の防止のための条約に基づき当該所得に対応する同表の税目欄に掲げる税を免除される国際運輸業に係る所得を含まないものとする。

三 この表中「アルゼンチン共和国の企業」とは、アルゼンチン共和国政府、アルゼンチン共和国の租税に関する居住者であり、かつ、日本国の租税に関する所得法第二条第一項第三号に規定する居住者でない個人（死亡した当該個人の未分割の財産がアルゼンチン共和国の租税に関する個人として取り扱われる間における当該財産を含む。）及びアルゼンチン共和国に本店又は主たる事務所を有する法人（同国の租税に関する法人として取り扱われる団体を含む。）をいう。

三 この表中「レバノン共和国の居住者」とは、レバノン共和国の租税に関する同国の居住者であり、かつ、日本国の租税に関する所得法第二条第一項第三号に規定する居住者でない個人及びレバノン共和国に本店又は主たる事務所を有する法人（同国の租税に関する法人として取り扱われる企業を含む。）をいう。

四 この表中「住民税」とは道府県民税（道府県民税たる都民税を含むものとし、所得割又は法人税割に限るものとする。）及び市町村民税（市町村民税たる都民税を含むものとし、所得割又は法人税割に限るものとする。）をいう。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「旧震災特例法」という。）及び改正法第三十条の規定（改正法附則第一条第五号等に掲げる改正規定に限る。）による改正前の所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下「旧平成三十年改正法」という。）の規定に基づく第一条の規定による改正前の法人税法施行令（以下「旧法人税法施行令」という。）、第二条の規定による改正前の地方法人税法施行令、第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧租税特別措置法施行令」という。）、第四条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「旧震災特例法施行令」という。）、第九条の規定による改正前の国税通則法施行令、第十一条の規定による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令、第十三条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令、第十六条の規定による改正前の法人税法施行令の一部を改正する政令及び第二十四条の規定による改正前の法人税法施行令等の一部を改正する政令の規定は、なおその効力を有する。

附則（令和二年九月四日政令第二六四号）抄

〔游行其世〕

条 附 則 この政令は、令和四年四月一日から施行する。
（令和五年三月三一日政令第一四七）